

令和5年第6回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年3月23日(木)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 議案

- (1) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第15号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第17号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第18号 練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第20号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第21号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (9) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (10) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

2 請願・陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

令和5年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時10分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	山 本 浩 司
同 副参事	風 間 浩 也
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	山 崎 直 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	佐 藤 重 康
同 保育課長	清 水 輝 一
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太

教育長

それでは、ただいまから、令和5年第6回教育委員会定例会を開催する。
案件表に沿って進めさせていただく。
本日は、議案10件、請願・陳情2件、協議1件、報告1件である。

(1) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

教育長

初めに議案である。議案第14号、練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。これについて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

では、本件についてご質問やご意見があったらお願いします。
仲山委員。

仲山委員

3ページの(3)のイ「整備計画担当係長」について、公立保育所係と入れ替えたというお話だったと思う。結果的に新しいほうで書かれている順番、位置が違うふうに見えるけれども、そのような解釈でよろしいか。

教育総務課長

業務内容は保育課の中にあたりますが、そのようなものを整理して置き換えたため、単純に言うと位置が変わったということになる。

教育長

9ページを参考にさせていただければと思う。

仲山委員

そもそも課が変わったということか。

教育総務課長

そうである。担任する課長の職務ということで、保育計画調整課の中で取り扱うということになった。

教育長

ほかにあるか。
坂口委員。

坂口委員

9ページに、放課後対策第一係、放課後対策第二係、放課後対策調整係とあるが、これはどのような区分けなのか。

子育て支援課長

分かりやすく言うと、放課後対策第一係は主に既にねりっこになっている学校の担当をしている。

放課後対策第二係は、委託の学童クラブだけれども、まだねりっこになっていないところと、指定管理の学童クラブで谷原あおぞら学童クラブ、こちらは単独の指定管理の学童クラブであるので、そちらのほうを担当している。つまり、ねりっこではなく区の直営ではない学童クラブと、民間の学童クラブを所管しているのが放課後対策第二係である。

それから、放課後対策調整係は、これからねりっこに向けて学校あるいは学校応援団と調整して、いわゆる地ならしを担当している。

教育長

ほかにないか。

では、私からも、9ページにある新設の子育て支援企画担当係長は何を所管するのか。

子育て支援課長

端的に言うとDXの推進とご理解いただければと思う。デジタルトランスフォーメーションということで、今までやっていたことのICT化をいかに進めていくかということである。大きく2つ考えている。

1つ目は、児童手当や児童扶養手当といった手当の関係である。国の制度ではあるが、今は全国的にそれぞれの自治体がシステムを委託しているため、自治体ごとにシステムが異なる。これを何とか全国的に統一していこうという考え方で、標準化という動きが進んでいる。その対象の一つに児童手当、児童扶養手当があるため、これらの標準化に向けた業務を担ってもらおう。

2つ目は、例えば、学童クラブでは入会の申請や保護者との連絡を紙ベースでやっているが、同じような業務のある保育ではICT化が進んでいる。それについてもデジタル化を進めていかないと、保護者としてみれば、保育園のときには随分進んでいたのに、学童に入ったらまた逆戻りとなってしまうので、何とか前に進めたい。いずれにしても、ICTやデジタルを中心に所管するのが子育て支援企画担当係である。

教育長

ほかにないか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第14号については決定とさせていただいてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第14号は決定とする。

(2) 議案第15号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

次に、議案第15号、練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

では、本件について、委員の皆様からご意見、ご質問等があったらお願いします。よろしいか。

それでは、議案第15号については決定としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第15号は決定とする。

(3) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(4) 議案第17号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(5) 議案第18号 練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

(6) 議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(7) 議案第20号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(8) 議案第21号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(9) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(10) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

規則

教育長

次に、引き続き議案である。議案第16号から第23号については、関連する案件となるので一括で説明し、質疑においても一括で行う。

それでは、説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、議案第16号から第23号まで、一括してご意見、ご質問をいただき、その後に議案ごとに決定のご判断をいただきたいと思う。

ご意見、ご質問等があったらお願いする。どの議案からでも結構である。

仲山委員。

仲山委員

言葉の問題を教えてください。「定年前再任用」という新しい言葉が出てきたが、定年前で再任用とはどういう意味か。まだ定年前だから任用され続けていると思うのだが。

教育指導課長

再任用の「再」という言葉をなぜ残したかについては、特別区の自治体の言葉と合わせたところではあるけれども、恐らくこれまでの再任用短時間職員という言葉に合わせたものと考えている。例えば、令和5年度では、定年年齢が61歳に引き上げられるので、61歳の定年前ということで「定年前」という言葉になる。

また、再任用の「再」という言葉であるけれども、一旦60歳をもって退職という扱いになり、再度任用されるということで再任用になると伺っている。

教育長

少し補足させていただく。今、理事者の中にも定年後に再任用として部課長を務めている者もいる。今までは60歳以前に再任用という制度はなかった。ただ、これから数年ごとに1歳ずつ定年の年齢が引き上げられていく。61歳、62歳と、最終的には65歳が定年になる。

ただ、65歳の前に、やはりここで一つ区切りをつけたいという職員もいる。例えば、60歳まではフルタイムの職員として勤務するが、61歳以降に定年が制度として引き上げられても、再任用で一定の給料が削減されるようなことがあったとしても、時間を短くしたり、それから、役職定年というのがこれから出てくるけれども、役職から降りて少しゆとりを持って仕事を続けたりという職員が出てきたときのために、器をつくっておくのが今回の趣旨である。

既に国のほうでは検討されているけれども、校長、副校長も含めて、役職定年制ということで、60歳になったら、一旦校長から退いていただく。この方でないで学校運営が成り立たないといった場合は、特例的に校長を続けていただくこともあるが、これから先は、区役所の部課長も含めて、役職に基づいて定年になるという制度が運用されてくる。定年前再任用制度というのは、これからのために器をつくっておくというのが、今回の規則改正の趣旨だとご理解をいただきたいと思う。

教育長

ほかはないか。

仲山委員

では、もう1点いいか。

資料8の5ページに、「自己啓発休業」、「修学部分休業」、「高齢者部分休業」という言葉が出てくる。これらを簡単に説明していただきたい。

教育指導課長

今、委員からお話があった3点の休業について、いずれも地方公務員法で定められている制度である。

まず自己啓発休業とは、例えば、大学に行って一定期間勉強をしたい、また、国際貢献活動や国際協力の促進に資するような奉仕活動などをしたい場合に、一定期間休業することができる制度である。

修学部分休業とは、もっと短い単位、例えば1日のうちの何時間というような部分的な休業になるけれども、先ほどと同じように、大学等の教育機関などで学習をしたい場合に適用できる休業の制度である。

それから、高齢者部分休業とは、一定年齢に達した後に、多様な働き方を可能にするため、例えば55歳以上になったら勤務時間の一部を休業に充て、仕事以外のものに使えるようにというような制度である。

教育長

坂口委員。

坂口委員

今の「高齢者部分休業」についてだが、多様な働き方を試すという意味なのか、また、高齢者とは61歳からが対象なのか。例えば、高齢の家族を介護しなければならなくなったから、とかもう少しほかの意味があるかと思った。

教育指導課長

恐らくそのような部分でも使うことはできるかと思うが、一定年齢に達した方が、フルタイムで働くという選択肢以外でも、働く時間を短くし、休業をもらうことでその年齢を取り巻く様々な環境に適応できるようにするといった内容である。

教育長

育児・介護休業法というのがあり、そのような場合は仕事を休んでも、辞めなくていいという制度は既に民間にも適用されている。資料8の5ページの2の(3)は、このような休業を取っても不利益にならない。期末手当の削減をするのではなく、削減をできる限り緩和するような記載だということによろしいか。

教育指導課長

ご指摘のとおりである。

教育長

であるので、このような休みを取った場合、今までは期末手当が削減されるが、その削減をしない方向、または、されても少なくとも済むような形に改正をするという内容である。

これについては、教育委員会の所管に幼稚園教諭の任命権があるから、規則として議案を出しているけれども、部課長職員については区の規則で同様の改正がされていて、4月から適用されることになっている。

それでは、ほかはないようであればまとめさせていただきたい。議案のため、1件ずつお諮りさせていただく。

議案第16号について、決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定とさせていただく。

次に、議案第17号について、決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定とさせていただく。

次に、議案第18号について、決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定とさせていただく。

次に、議案第19号について、決定よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定とさせていただきます。
次に、議案第20号について、決定よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定とさせていただきます。
次に、議案第21号について、決定よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定とさせていただきます。
次に、議案第22号について、決定よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定とさせていただきます。
最後に、議案第23号について、決定よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、決定とさせていただきます。
以上で議案は終了する。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

教育長

次に、請願・陳情案件である。継続審議中の請願・陳情2件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の協議1件について、本日のところ継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

令和5年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

教育長

次に、教育長報告である。本日は1件のご報告を申し上げる。
それでは、報告の 番について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

2ページの「2 学校給食について」の(8)について、どのようなことを児童は

区に要望したのか、また、区としてどのように答えたかということと、この会議の中ではどのような質疑応答があったのか、お伺いしたい。

保健給食課長

署名を集めた児童が、区だけでできないということは分かっているが、プラスチックストローを廃止するように、働きかけも含めてお願いをしたいという趣旨で直接いらっしゃった。

プラスチックストローというのは、牛乳パックと一体化しているので、実際に牛乳を導入している業者のほうでパッケージを変えないとなかなか克服できない。これに関しては、メーカーと、それから実際に入札を行っている東京都のほうにも働きかけていて、東京都とともにメーカーのほうには改善をお願いしている。現在、区に納入している業者については、プラスチックストローの材質について、若干バイオ的な素材に変えるなど、問題意識は持っている。ただ、完全に廃止するまでには至っていないので、今後もその方向で検討を進めてもらいたいと申入れをしているとお答えしている。

教育長

ほかにないか。

仲山委員

もう1点よろしいか。

9ページの「3 中学英語スピーキングテスト(ESAT-J)」の「(2)スピーキングテスト中止を都に要望することについて」とあるが、これはどのようなやり取りがあったのか。

副参事

今年度から実施された都立高校入試に活用するスピーキングテストについて、ご質問の趣旨としては、公平性やいろいろ、採点の取扱いのことで中止を求めるといってご質問、ご要望があった。それについて、区としては、これは東京都の事業であるので、適正に行われているものとして中止を求める考えはないというご回答をしたという趣旨である。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

2ページの「3 保護者と学校間の情報伝達サービスについて」、なかなかイメージが湧かない。(1)から(3)全般にわたって、このようなイメージになるというようにお話をいただきたい。

教育施策課長

令和5年度の予算で新たに導入を予定している情報伝達サービスについてである。まず、全体のイメージからご案内申し上げる。

例えば、保護者の方は自分のスマホやタブレットからシステムの中で学校宛てに、欠席連絡や早退、遅刻等の連絡をすることができる。従来は、基本的に電話で学校にお知らせしていたものであるから、お電話をする時間も制約されるし、出勤途中でも学校に連絡ができる。

そして、もう1点、学校から保護者宛ての連絡である。今でも児童生徒用のタブレットを活用しているが、あのタブレットは学習用ということ、そして子供たち自身で管理していただくもののため、保護者がいつでも見られるわけではない。例えば、学年だよりや、運動会、卒業式等々の行事予定や、保護者面談のご案内を学校から直接保護者のスマホ等にお知らせをすると、相互に連絡が取れるというようなものである。

ご質問いただいた中身は、まず今申し上げたような、そのサービスがどういった中身かということと、どのようにして選んでいくのか、それぞれ保護者や教員にとってどのようなメリットがあるのか、といったことである。

選定方法に関しては、これから新年度に入って事業者選定をしていくところであるけれども、事業者を選定して、保護者の情報も含めて子供たちの情報を入力して、教員の方々にも使い方の研修などを行って、秋から稼働ができればとお答えさせていただいた。

(2)のメリットに関しては、先ほど申し上げたようなお互いに時間の制約がなく、負担を減らせるところである。

(3)教員の負担軽減であるけれども、ご質問いただいた方からは、新しいシステムを使う上で新たな負担ができるだけ増えないようにというご示唆をいただいた。私どもとしても、直感的に使いやすい画面構成や分かりやすいシステムであること、また、そのシステムの管理や問合せ等々に関して、学校が受けるのではなく事業者が受けられるようなサービスのシステムを選定していきたいという旨でお答えをさせていただいている。

岡田委員

今の説明で全体像が何となく見えてきた。2点教えていただきたい。

1つ目は、学校というのはどなたを指すのか。例えば、保護者から学校へといったとき、その学校というのは担任の先生か、それとも、校長か副校長か。

2つ目は、学校から保護者宛てに文書を出すとき、今までだったら文書の管理監督は校長がやるけれども、そういう決裁のシステムについて、分かる範囲で教えていただきたい。

教育施策課長

情報のやり取りであったり、文書の発出に関しては、当然のことながら校長といっ

た責任者の許可や決裁の下にやり取りをすることになっている。そして、保護者が学校宛てに連絡するときは、担任の先生にといった個別のお知らせではなく、例えば何年何組の何々だということで、学校宛てにお知らせをいただき、学校の中で、もちろん各担任の先生方も情報を共有しているので、確認、対応するというものである。

もちろん保護者面談等々ということになってくればクラス単位でお知らせをしてというものもあるけれども、学校長等が関与しないまま直接保護者と担任がやり取りをするということではなく、学校のルールの中でやり取りをするとご理解いただきたい。

教育長

ほかにないか。

中田委員。

中田委員

4ページのスクールソーシャルワーク事業について、スクールソーシャルワーカーの人材確保というところで、区として人材の増員を考えているとお伝えいただいたけれども、募集してどれぐらいの方が来られて、その中で何割の方が採用されるのか、具体的に人材確保数を教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

スクールソーシャルワーカーについては、現在16名採用している。来年度からは20名体制にするということで、4名増員と、退職もあったので、採用数としては令和5年度に向かって6名を採用しなければいけない。そのような中で、12月に1回募集をかけたときには、17名の応募があり、その中で私たちの採用基準に達した方が3名だったため、2月下旬にもう1回募集をかけた。そのときには、12名の応募があり、またここで3名採れたので、20名を確保して新年度を迎えられる、といった状況である。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

坂口委員。

坂口委員

12ページで体育館へのテレビの設置について、とある。おそらく災害時に避難拠点になったときのことかと思うが、質問に対してどういうお答えをしたのか。

学校施設課長

体育館のテレビの設置について、今、委員がおっしゃったとおり、避難拠点等を開設したときに体育館でテレビが見られるようになっているかどうかということで、

テレビの端子が来ているかというご質問であった。現状としては、改築校に関しては端子が来ている。既存の校舎の体育館については、体育館の調査をし、整備を行っていくというところでご答弁をさせていただいた。

教育長

ほかはないか。
では、報告事項については終了とさせていただく。
当方でご用意した案件は以上である。

その他

教育長

その他であるが、事務局から何かあるか。

事務局

現在のところほかはない。
以上である。

教育長

それでは、これをもって第6回教育委員会定例会を終了させていただく。